

Ⅰ. 気象警報発表時における時程の変更について

<平常授業において>

(1) 登校についての指示

- ① 前日のSHRなどで一斉に指示を行う。
- ② **天候の悪化が予想される場合**、当日朝6:00をめどに判断し、**39メール**により、一斉に指示を行う。
上記手段が使えない生徒への周知を担当から行う。
(39メールが使えない生徒は事前に担任へ連絡すること)
- ③ ①②以外の場合は、次の(2)の方法で判断する。

(2) 上記③の指示について

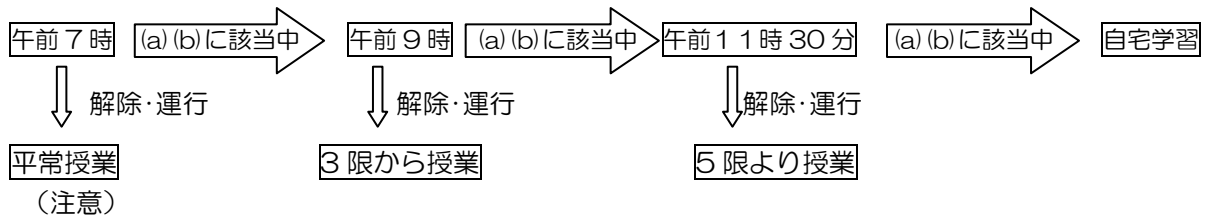
以下の(a)(b)の場合に、授業の開始時刻が変更になることがある。

(a) **小平市に大雨警報**が発表され、かつ、**中央線(新宿～立川)と西武新宿線(拝島・多摩湖線を含む)の両方が運行を停止している場合**

(b) **小平市に特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報**が出されている場合

指示された時刻<午前7時><午前9時><午11時30分>で気象庁の情報、列車の運行情報を得て次の流れに従って行動する。

次の流れに従って行動する。



(注意)

地域によっては登校が困難な場合もあるので、その場合は後日配慮する。

(3) 上の(1)の指示がない場合

- ① 平常授業を行う
- ② 無理のない範囲内で代替交通機関等を使って登校する。
- ③ 平常に登校することが困難な者については後日配慮する。(可能な限り学校に連絡すること)

(6月20日より施行)